

公益財団法人 全日本軟式野球連盟競技者規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「連盟」という。）が財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）の定めるスポーツ憲章の趣旨にのっとり、競技者の保護及び支援について定め、軟式野球の普及、発展を図ることを目的とする。

(登録等)

第2条 次に該当するものは、連盟に登録することはできない。

- (1) 連盟に登録されている選手で、事前に了承なく競技会の参加準備、または参加のために物資の便宜を受けた者。
- (2) 自らが、自分の氏名、写真、または競技実績を広告に使うことを許した者。
- (3) 連盟及び支部が、禁止した競技会に参加した者。
- (4) 競技会に際して、特にドーピングまたは暴力行為などによりフェアプレイの精神に明らかに違反した者。
- (5) 日体協が制定するスポーツ憲章及び連盟の競技者規程、競技者規程細則に違反した者。

(職業野球競技者の連盟復帰)

第3条 職業野球競技者が連盟復帰する場合は、職業野球所属球団退団後、満1年を経過し、次に定める書面を提出し条件を具備したものに限り役員、審判員及び選手として復帰申請できる。

なお、職業野球競技者とは、日本野球機構の球団に所属した者とする。

- (1) 職業野球退団者連盟復帰申請書
 - (2) 最終所属球団の円満退団証明書
 - (3) 履歴書
 - (4) 所属支部長(都道府県)の推薦書
- 2 復帰申請を受けた支部長は、資格審査を行い適格と認めた場合は、前項に規定する第1号から第4号の書面を添えて、連盟会長に申請する。
- 3 連盟は復帰申請を受理したら資格審査委員会を開催し、審査の結果を理事会に報告し、理事会の議決を経て支部長に報告する。

(規程の改廃)

第4条 この規程は、理事会の議決を経て改廃することができる。

附則

この規程は、平成15年9月24日より施行する。

平成23年12月7日一部改定